



まんのう町不育症治療費助成事業

まんのう町では、不育症に悩むご夫婦を支援するため、令和４年４月１日以降に開始した不育症治療に要する費用の一部を助成します。

対象となる方（次の要件をすべて満たす方）

- ① 医師に不育症治療のためヘパリン療法が必要と判断された方（年齢、所得の制限はなし）
- ② 原則、夫婦ともにまんのう町に住民票があること
- ③ 夫婦ともに公的医療保険に加入していること
- ④ 香川県不育症治療費助成事業の助成決定を受けていること
- ⑤ 夫婦ともに町税を完納していること

対象となる治療

国内の医療機関で行われたヘパリン療法に要した治療費（薬局での調剤費用を含む）のうち、次の費用として支出した自己負担額です。保険診療の有無は問いません。

- ① ヘパリン製剤の投与（処方）費用
- ② ヘパリン製剤の在宅自己注射のための教育入院または外来教育プログラムの費用
- ③ ヘパリン療法を受ける患者の医学的管理に必要な検査費用
- ④ ヘパリン療法を行うために必要と認められる費用

以下の費用は助成の対象となりません

- ・不育症のリスク因子の検査に必要な費用
- ・ヘパリン療法と併用して投与する低用量アスピリン等の費用
- ・教育入院時等の差額ベッド代、食事代、その他直接治療に関係のない費用
- ・公的医療保険から給付を受けた、または受けることが可能な費用
- ・香川県から給付を受けた、または受け取ることが可能な費用

助成額

１回の妊娠中の治療にかかった自己負担額のうち、香川県不育症治療費助成により受け取ることが可能な金額を控除した額に対して１０万円を上限に助成。助成回数、年齢、所得の制限はありません。





申請受付期限

原則、治療終了日の属する年度末までに申請してください。ただし、3月中に治療が終了するなど、やむを得ない場合は事前にご連絡ください。

申請方法

まんのう町役場 健康増進課に以下の提出書類を揃えて申請してください。

提出書類

- ① まんのう町不育症治療費助成事業申請書（様式第1号）
- ② まんのう町不育症治療費助成事業受診等証明書（様式第2号）
又は香川県不育症治療費助成事業受診等証明書の写し
- ③ まんのう町不育症治療費助成申請額（自己負担額）証明書（様式第3号）
又は香川県不育症治療費助成申請額（自己負担額）証明書の写し
- ④ 香川県不育症治療費助成決定通知書の写し
- ⑤ 申請者の住民票の写し
- ⑥ 夫及び妻の町税を滞納していないことを証する書類（完納証明書）※夫婦2名
- ⑦ 指定医療機関等が発行した不育症治療に要した費用に係る領収書
- ⑧ その他町長が必要と認める書類

持参物

- 印鑑（振込口座のもの）
- 申請者名義の助成金振込口座（銀行名、支店名、口座番号）が分かるもの

申請後、まんのう町不育症治療費助成事業助成金交付決定通知書を送付しますので、まんのう町不育症治療費助成事業助成金請求書（様式第6号）を提出してください。

問い合わせ

まんのう町役場 健康増進課（かりん健康センター）

住所：まんのう町 長尾501-1

電話：0877-73-0126

